



# 鳥取県公報

平成 28 年 2 月 19 日 (金)  
第 8 7 7 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	保安林の指定予定 (103) (森林づくり推進課) . . . . . 2 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (104) (水産課) . . . . . 2 指定居宅サービスの事業の廃止の届出 (105) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2 指定介護予防サービスの事業の廃止の届出 (106) (〃) . . . . . 3 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (107) (〃) . . . . . 3 河川法による船舶の保管 (108) (中部総合事務所県土整備局) . . . . . 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (3) . . . . . 4
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第103号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
岩美郡岩美町大字牧谷字向側屋敷1512、1513
- 2 指定の目的  
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第104号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成28年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取賀露加入区	沖合底びき網漁業
赤碕加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業
鳥取境港加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち次に掲げる漁業以外の漁業であつて鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う漁業 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中型いか釣り漁業</li> <li>2 中型いか釣り漁業及びその他釣り漁業を併せて行う漁業</li> <li>3 鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業及び機船船びき網漁業</li> <li>4 境港沖合いか釣り漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業</li> <li>5 かご網漁業</li> </ol>

## 鳥取県告示第105号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年2月19日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 トマトの会	ヘルパーステー シヨントマト	東伯郡北栄町弓 原340-1	平成28年2月 1日	平成28年4月 1日	訪問介護

**鳥取県告示第106号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年2月19日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 トマトの会	ヘルパーステー シヨントマト	東伯郡北栄町弓 原340-1	平成28年2月 1日	平成28年4月 1日	介護予防訪問介 護

**鳥取県告示第107号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成28年2月19日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

名 称	主たる事務所の 所在地	指定に係る障害 福祉サービス事 業を行っていた 事業所の名称	指定に係る障害 福祉サービス事 業を行っていた 事業所の所在地	障害福祉サービ スの種類	廃止年月日
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄町北 条島366-7	ヘルパーステー シヨントマト	東伯郡北栄町弓 原340-1	居宅介護、重度 訪問介護、同行 援護、行動援護	平成28年4月 1日

**鳥取県告示第108号**

平成27年鳥取県告示第625号（河川法による船舶の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の工作物について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

平成28年2月19日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

- 1 保管した工作物の数量 船舶1隻
- 2 保管した工作物が放置されていた場所 東伯郡湯梨浜町大字長江字巖崎326-1地先
- 3 保管した工作物を除却した日時 平成28年2月5日（金）午後1時30分
- 4 保管を開始した日時 平成28年2月5日（金）午後1時30分
- 5 保管の場所 東伯郡湯梨浜町大字長江字巖崎326-1
- 6 引取り方法

## (1) 引取り期間及び時間

平成28年2月6日（土）から同年8月7日（日）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。

ただし、平成28年5月7日（土）までに工作物の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該工作物を売却してその代金を保管し、又は当該工作物を廃棄することがある。

## (2) 問合せ先

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課

電話0858-23-3216

## (3) 引き取るときに必要な書類等

ア 身分証明書（所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類）

イ 印鑑

## 7 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第3号

平成28年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年2月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成28年2月26日（金） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
  - (1) 平成28年度明るい選挙推進運動要領及び事業計画について
  - (2) その他

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成28年2月19日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 受講対象者
 

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等
 

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年3月29日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	3人
平成28年3月29日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	〃	〃	6人

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料 12,300円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。